

2025.10.24

現在の定率法の減価償却の計算方法

Q

セミナーでのご質問

私はフォークリフトの営業をしています。

最近、減価償却の計算方法が、学生時代に学んだ内容と少し違うように感じます。具体的に、フォークリフトを例にして「定率法による減価償却」の計算方法を教えてください。

A

キド先生からの回答

減価償却のルールは平成24年から改正されています。以前は「償却可能限度額＝取得価額の95%」という上限がありましたが、現在は『取得価額－1円』まで償却可能となり、いわゆる「残存価額（5%）」の考え方は廃止されています。この「1円」は、帳簿上の備忘価額として残すものです。

■ 定率法の計算方法（平成24年以降に取得した資産）

法定耐用年数に応じて、次の償却率を使用します（抜粋）。

耐用 年数	平成24年4月1日以後取得		
	償却率	改定償却率	保証率
4	0.500	1.000	0.12499

■ 計算のルール

第1段階（定率法による計算）----- 未償却残高×償却率

第2段階（保証率による確認）----- 上記で求めた償却費が「保証額（取得価額×保証率）」を下回った場合、
「改定取得価額×改定償却率」で計算する。

第3段階（保証額適用後）----- 保証率を下回った年以降は、毎年同じ金額を償却する。

■ 計算例

フォークリフト（耐用年数4年、取得価額1,000万円、期首購入）の場合

年	減価償却の計算	当期の償却費	期末簿価
1年目	1,000万円×0.500	500万円	500万円
2年目	500万円×0.500	250万円	250万円
3年目	250万円×0.500	125万円	125万円
4年目	125万円×0.500＝62.5万円 ただし保証率による償却額＝1,000万円 ×0.12499＝124.99万円 →改定償却率（1.000）を適用	125万円	1円 （備忘価額）

キド先生からのコメント

現在の制度では、法定耐用年数を経過すると簿価は1円（備忘価額）になります。したがって、平成24年以降に取得した資産は、最終的に1円まで減価償却することができます。

